

事業者のみなさまへ

フロン排出抑制法に基づく機器管理のお願い

令和 7 年 6 月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

平素よりフロン対策に御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

エアコンや冷蔵冷凍機器の冷媒に用いられているフロン類につきましては、オゾン層破壊や地球温暖化に悪影響を及ぼすことから、フロン排出抑制法（以下「法」とします）において、フロン類使用機器の製造から廃棄までのライフサイクル全体にかかる包括的な対策が規定されております。

法において、業務用のエアコンや冷蔵冷凍機器のユーザーには以下の事項の遵守が求められておりますので、機器の管理に当たって改めて御確認・御対応をお願いいたします。

1. 「機器管理者の判断の基準」の遵守

- 機器の種類・規模に応じて、簡易点検（全ての機器：3 ヶ月に 1 回以上※漏えい検知システムで代替可）や専門業者による定期点検（一定規模以上の機器：1 年又は 3 年に 1 回以上）を行って下さい。
- フロン類の漏えいが見つかった時は、漏えいを防ぐ修理を行って下さい。修理を行わずにフロン類を充填することは原則禁止されています。
- 点検・整備の記録を作成して下さい（記録は機器の廃棄後 3 年間保存して下さい）。

2. フロン類算定漏えい量の報告

前年度 1 年間のフロン類算定漏えい量が 1000t 以上（CO2 換算） となる場合には、その漏えい量などを、毎年 7 月末までに国に報告しなければなりません。もし報告対象者であるにもかかわらず報告をしなかった、または虚偽の報告をしたという場合には、法の規定によって罰則の対象となります。

※参考：温室効果ガス排出量の算定方法について国際的に採用されているルール（GHG プロトコル）においては、機器使用中のフロン（HFCs）の漏洩は「Scope1」に該当します。

3. 機器廃棄時の冷媒回収の徹底

機器を廃棄するときは、専門の業者（都道府県に登録された「充填回収業者」）に委託をして、必ず機器内のフロン類を回収して下さい。

※なお、事業所で使用されている家庭用エアコンにつきましては、フロン排出抑制法の適用はありませんが、廃棄に当たっては家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づく適正排出の徹底をお願い致します。

【お問い合わせ先】

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

T E L : 0570-055-520

E-mail : furon@env.go.jp

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

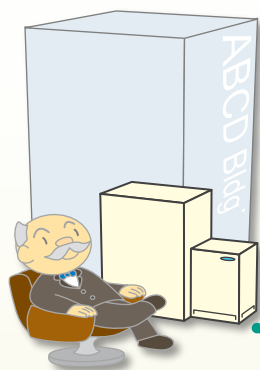
T E L : 03-3501-4724

E-mail : bzl-ozone-furon@meti.go.jp

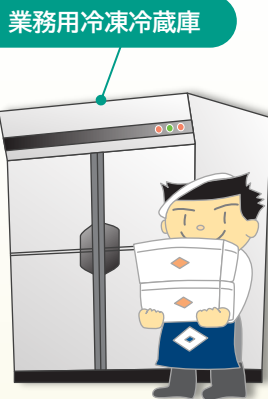
フロンの管理 していますか？

—— フロン排出抑制法により、フロンが漏れないように管理する義務 があります。 ——

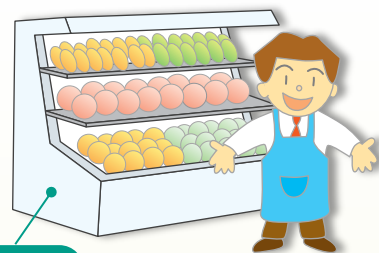
かつてオゾン層を破壊するとして注目されたフロンですが、問題は解決したと思っていませんか？



パッケージエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵ショーケース

今もこれらの機器の多くには、フロンが使われており、大気中に放出されると**オゾン層破壊**または**地球温暖化**の原因となってしまいます！

フロンの漏れを防ぐと

- ・電気代の削減
 - ・商品ロスの防止
- にもつながります！

機器を使用するとき

機器を適切な場所に設置する

損傷等を防止するため、振動や湿気のある場所に設置しない、機器の清掃を行うなど



機器の点検を行う

簡易点検※1と定期点検※2が必要です

※1 全ての機器：3ヶ月に1回以上

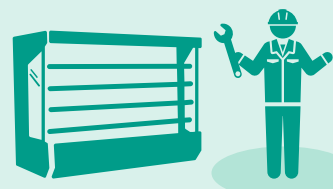
← 漏えい等の検知システムで代替可

※2 一定規模以上の機器：1年又は3年に1回以上



漏えいしている機器に充てんしない

フロンの漏えいが見つかった場合、修理せずにフロンを充てんすることは原則禁止です



- ・充てんは都道府県に登録された充てん回収業者に委託する必要があります
- ・点検・整備について、機器ごとに記録し、廃棄後も3年間保存する必要があります(電子的にも可能です)

その他、フロンを1年間に一定量以上漏えいした場合は、国へ報告する必要があります

https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei.html

詳細はこちら



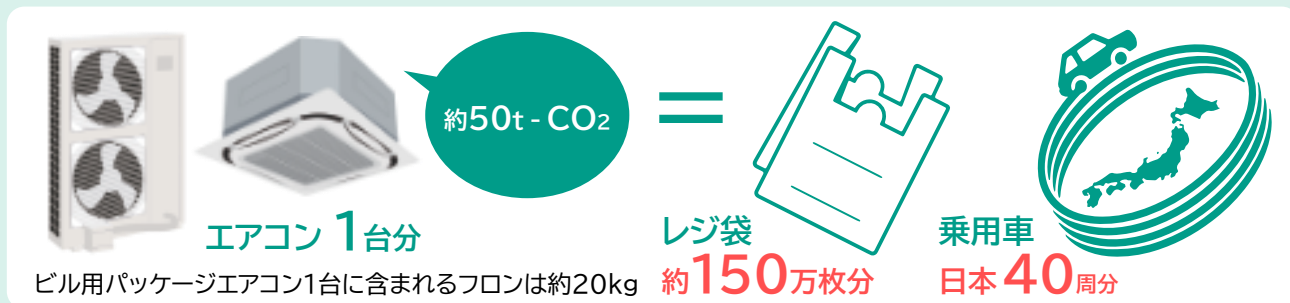
機器を廃棄するとき

機器を廃棄(リサイクルを含む)するときに、フロンの回収を行う

- ・回収は都道府県に登録された充てん回収業者に委託する必要があります
- フロン回収の委託や機器引渡しの際には、必要な書類を交付し、保存する義務があります(電子的にも可能です)

Q フロンはどれくらい温室効果があるの？

CO₂の100～1万倍以上という強力な温室効果があります。例えばビル用エアコン1台分のフロンが漏れると、レジ袋約150万枚分の製造や乗用車で日本を40周するのと同じくらいの影響があります。



Q 対象となる機器かどうかはどうやって確認するの？

フロン排出抑制法の対象となる業務用機器とは、業務用として製造をされているものであり、実際の使用の用途が家庭用であっても対象となります。
また、家庭用の機器との見分け方については、

1 | 機器の表示を確認する

※平成14年4月以降に販売された機器には、第一種特定製品であることが表示されています

2 | 機器のメーカーや販売店に問い合わせる

などの方法があります。

《機器の表示の例》

フロン排出抑制法 第一種特定製品				
法にもとづくフロン類の				
・みだり大気放出禁止				
・冷媒回収業者への依頼実施				
・未回収機器の引渡禁止				
フロン類の種類、冷媒番号、地球温暖化係数及び数量				
用途	種類	冷媒番号	地球温暖化係数	数量
冷媒	HFC	R134a	1430	0.26kg

出典：一般社団法人 日本冷凍空調工業会



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース

など

罰則

フロン類を
みだりに放出した場合

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

フロン類を回収しないまま
機器を廃棄した場合

50万円以下の罰金

機器の使用・廃棄等に関する義務について、
都道府県知事の命令に違反した場合

50万円以下の罰金

など

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局

<https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL 0570-055-520



経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

お問い合わせメールフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

